

奈良市人権文化のまちづくり条例

わたしたちのまち奈良は、平城京に都が遷^{うつ}されてから政治経済や国際交流の拠点となり、その後も豊かな文化や美しい自然環境を育^{はぐ}みながら、発展してきた。しかし、時代の移り変わりの中でさまざまな社会問題も生じ、本来人間が持っている生きるための権利が阻害される等人権にかかわる課題も存在している。

長い歴史の中で、市民の暮らしの中に根付いてきた文化を大切にし、また一方で人権課題が生まれたという側面にも着目しながら、市と市民とが互いの役割を認識し、協働することにより、人権文化のまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別並びに子ども、高齢者、女性、障がい者及び外国人への差別はもとより、あらゆる人権侵害をなくすため、市の責務、市民及び事業者の役割並びに市の施策について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって人権文化の根付いた明るくふれあいのある奈良市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市行政におけるすべての分野にわたり人権尊重の視点に立ち、人権文化のまちづくりのための諸施策(以下「人権施策」という。)を推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくり及び市民の人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、相互に基本的人権を尊重し、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識して人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識し、社会的責任を果たすとともに、人権尊重の社会的環境づくりに努めるものとする。

(推進体制の整備)

第5条 市は、人権施策を効果的に推進するため、国、県、関係機関及び関係団体との連携を強化し、推進体制の整備に努めるものとする。

(施策の総合的な推進)

第6条 市は、人権文化のまちづくりのための教育及び啓発活動の促進、人権擁護体制の充実その他人権に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(市民参画及び協働による施策の推進)

第7条 市は、人権施策に市民が主体的に参画することの重要性を認識し、市民参画及び協働のための仕組みづくりを行うものとする。

(調査等の実施)

第8条 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じ実態調査、意識調査等を行うものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は平成21年4月1日から施行する。

(奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例の廃止)

2 奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例(平成6年奈良市条例第29号)は、廃止する。